

5. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

61,973千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

364,824千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	27,888	11,510			5,395	10,983
	児童手当	60,785	51,385			3,096	6,304
	障害者自立支援事業	86,129	71,369			4,862	9,898
	子ども子育て支援事業	14,234	9,996			1,396	2,842
	小計	189,036	144,260	0	0	14,749	30,027
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	42,923	32,192			3,535	7,196
	後期高齢者医療広域連合負担金	30,344				9,996	20,348
	介護給付費繰入金	70,387				23,186	47,201
	介護保険地域支援事業繰入金	8,923				2,939	5,984
	小計	152,577	32,192	0	0	39,656	80,729
保健衛生	地域医療連携事業	4,000				1,318	2,682
	母子保健事業	5,401	232			1,703	3,466
	(がん)疾病予防対策事業	13,810	7			4,547	9,256
	小計	23,211	239	0	0	7,568	15,404
合計		364,824	176,691	0	0	61,973	126,160

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。